四街道市第2回農業委員会議事録

令和6年5月8日(水)

第2回農業委員会総会会議次第

日時: 令和6年 5月 8日

午後 2時

場所: 福祉センター3階 会議室1

- 1. 開 会
- 2. 議事録署名委員の指名

6番 井 岡 信 夫 委員

7番 小金井 貞 夫 委員

3. 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第3号 令和6年度第2次農用地利用集積計画(案)の決定について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第5号 軽微な農地改良の届出について

- 4. その他
- 5. 閉 会

出席委員(12名)議席順

1番梅澤久史 2番江原 清

3番 佐 藤 由美子 5番 林 田 靜 治

6番 井 岡 信 夫 7番 小金井 貞 夫

8番細野裕樹 9番勝山高治

10番 石 川 博 行 11番 佐 藤 慎 一

14番橋本豊 15番三石 浩

欠席委員(2名)議席順

12番中村礼奈 13番溝口貴久

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 井上 隆博

局長補佐 菅原 英明

主任主事 酒井 哲也

主事 遅澤 瑞希

令和6年度第2回 定例農業委員会総会議事録

日時:令和6年5月8日(水)

午後 2時00分より

場所:福祉センター3階 第一会議室

1. 開 会

○議 長(江原会長) 令和6年度第2回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

本日の出席委員は12名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員6番井岡委員、7番小金井委員にお願いいたします。 本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議事

○議 長 はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」 の整理番号1項から2項は関連がありますので一括議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可についての整理番号1項と2項は関連がありますので一括でご説明いたします。

譲受人は千葉市美浜区に居住しており、譲渡により畑9,889平方メートルの所有権を移転するという申請です。

譲受人は、農業歴9年で、近隣で5,000平方メートルの畑を借用しており、苺ハウスで 苺の栽培及び直売を行っています。今回の申請地と合わせて、14,889平方メートルの畑 で苺とさつまいもを農作業者7名で耕作し、経営の拡大を図っていきます。

位置につきましては、14ページ及び15ページの案内図をご覧下さい。 説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号1項から2項につきまして、去る5月2日に第2班による事前 調査会が行われております。

班長の橋本委員説明をお願いします。

○橋本委員 14番橋本です。5月2日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事

務局の説明のとおりです。譲受人は、所有農地のすべてで効率利用要件及び農作業従事要件等 が妥当のため、第2班としては許可相当と判断をいたしました。詳細につきましては、地区担 当委員よりお願いします。

- ○議 長 続いて、地区担当の細野委員、説明をお願いします。
- ○細野委員 8 番細野です。譲受人は千葉市美浜区から通いながら、大作岡の当該地で苺の栽培を行うとのことです。
- ○議 長 議案第1号整理番号1項から2項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

- ○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。
- ○**議** 長 議案第1号整理番号1項から2項につきまして、許可として賛成される方の挙手を 求めます。

(全員賛成)

- ○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項から第2項につきましては、可決いた します。
- ○議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の 意見について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 2ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項についてご説明いたします。

申請地は、鹿放ケ丘の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10~クタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請人は、近隣地で中古自動車及びその部品等の販売を行う会社を経営しています。業績の向上に伴い新たに駐車場及び中古車両置場が必要となりました。

申請地は、既存施設に隣接し利便性が高い土地であること等から選定しました。992平方

メートルの畑に駐車場及び車両置場を整備するものです。

申請地は、整地後砕石敷きします。隣接農地には、コンクリート打設のうえフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

用水は使用せず、雨水は事業地内で自然浸透させます。

資金につきましては、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認して おります。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては18ページ及び19ページの案内図をご覧下さい。

説明は以上です。

○議 長 議案第2号整理番号1項につきまして、去る5月2日に第2班による事前調査会が行われております。

班長の橋本委員説明をお願いします。

- ○**橋本委員** 14番橋本です。5月2日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画共に妥当であり、周辺農地に対する被害防除に務めているため、第2班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。
- ○議 長 続いて、地区担当の佐藤慎一委員、説明をお願いします。
- ○**佐藤慎一委員** 11番佐藤です。事務局や班長の説明のとおりですが、2か月程前に1度出され取下げられた案件です。今回は、コンクリートを使用し鉄パイプでフェンスを作ることで、譲渡人である近隣耕作者も了解しています。
- ○議 長 議案第2号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

- ○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。
- ○議 長 議案第2号整理番号1項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号1項につきましては、可決いたします。

- ○議 長 次に、議案第2号整理番号2項から3項は関連がありますので一括議題とします。 事務局の説明をお願いします。
- ○事務局 整理番号2項及び次ページの3項は関連がありますので一括でご説明いたします。 申請地は、大日の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域 内にある農地で、その規模が概ね10~クタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請人は、佐倉、四街道、八千代市等で土木工事事業を行っております。今後、事業を拡大していくにあたり、佐倉市上志津原の資材置場及び駐車場が手狭になり、新たに資材置場及び駐車場が必要となりました。

申請地は、既存施設に近接し利便性が高い土地であること等から選定しました。 5, 243 平方メートルの畑に資材置場及び駐車場を整備するものです。

申請地は、整地後砕石敷きします。隣接農地には RC 擁壁 1 メートル以内、単管パイプと安全鋼鈑 1 メートルを設置し、土砂等の流出を防止します。

用水は使用せず、雨水は事業地内で自然浸透させます。

資金につきましては、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認して おります。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては14ページ及び16ページの案内図をご覧下さい。

説明は以上です。

○議 長 議案第2号整理番号2項から3項につきまして、去る5月2日に第2班による事前 調査会が行われております。

班長の橋本委員説明をお願いします。

- ○**橋本委員** 14番橋本です。5月2日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画共に妥当であり、周辺農地に対する被害防除等に努めているため、第2班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。
- ○議 長 続いて、地区担当の細野委員、説明をお願いします。
- ○細野委員 8番細野です。当該地に土木工事用車両や資材を出し入れするには、道路が非常に狭いため、近隣住民の間で問題が発生しないように配慮して欲しいと強く要請しました。これに対しては、協力はするとの回答を得ています。
- ○議 長 議案第2号整理番号2項から3項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

- ○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。
- ○議 長 議案第2号整理番号2項から3項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(賛成多数)

- ○議 長 賛成多数ですので、議案第2号整理番号2項から3項につきましては、可決いたします。
- ○**議** 長 次に、議案第2号整理番号4項を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
- ○事務局 整理番号4項をご説明いたします。

申請地は、鹿放ケ丘の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する 区域内にある農地で、その規模が概ね10~クタール未満であることから、第2種農地と判断 されるところです。

申請人は、千葉市花見川区宇那谷町で運送業及びクレーンリース業を行っています。取扱いクレーン車の大型化及び車両の増大に伴い、新たに駐車場が必要となりました。

申請地は、宇那谷町より1,300メートルと近く利便性が高い土地であること等から選定しました。9,473平方メートルの畑に駐車場を整備するものです。

申請地は、整地後砕石敷きします。隣接農地にはブロック囲いし、土砂等の流出を防止します。

用水は使用せず、雨水は事業地内で自然浸透させます。

資金につきましては、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認して おります。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては18ページ及び20ページの案内図をご覧下さい。

説明は以上です。

○議 長 議案第2号整理番号4項につきまして、去る5月2日に第2班による事前調査会が 行われております。

班長の橋本委員説明をお願いします。

○**橋本委員** 14番橋本です。5月2日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画共に妥当であり、周辺農地に対する被害防除に務めているため、第2班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担

当委員よりお願いします。

- ○議 長 続いて、地区担当の佐藤慎一委員、説明をお願いします。
- ○**佐藤慎一委員** 11番佐藤です。事務局や班長の説明のとおりです。当該地の東側に水路があるため、雨が降るとたまりやすいため、砂利などによる補強をアドバイスしました。なお、近隣農地所有者から問題点は出ておりません。
- ○**議** 長 議案第2号整理番号4項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

- ○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。
- ○**議** 長 議案第2号整理番号4項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(賛成多数)

- ○議 長 賛成多数ですので、議案第2号整理番号4項につきましては、可決いたします。
- ○議 長 次に、議案第2号整理番号5項を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
- ○事務局 4ページをお開きください。整理番号5項をご説明いたします。

申請地は、鹿放ケ丘の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する 区域内にある農地で、その規模が概ね10~クタール未満であることから、第2種農地と判断 されるところです。

申請人は、現在建設中の(仮称)特別養護老人ホーム四街道陽光園新築工事で使用する仮設 事務所及び仮設駐車場、3筆2,393平方メートルを令和6年10月31日までの一時転用 になります。工事終了後は速やかに農地に復元いたします。

申請地は、整地のみとし、用水は使用せず、雨水は事業地内で自然浸透させます。

資金につきましては、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。

位置につきましては18ページ及び21ページの案内図をご覧下さい。 説明は以上です。 ○議 長 議案第2号整理番号5項につきまして、去る5月2日に第2班による事前調査会が 行われております。

班長の橋本委員説明をお願いします。

- ○**橋本委員** 14番橋本です。5月2日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画共に妥当であり、周辺農地に対する被害防除等に務めているため、第2班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。
- ○議 長 続いて、地区担当の佐藤慎一委員、説明をお願いします。
- ○**佐藤慎一委員** 11番佐藤です。事務局や班長の説明のとおりですが、申請を出さずに当該地を使用していたため、これを注意して今回の申請となりました。なお、近隣農地所有者から問題点は出ておりません。
- ○議 長 議案第2号整理番号5項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

- ○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。
- ○議 長 議案第2号整理番号5項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員賛成)

- ○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号5項につきましては、可決いたします。
- ○議 長 次に、議案第2号整理番号6項を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
- ○事務局 整理番号6項をご説明いたします。

申請地は、大日の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域 内にある農地で、その規模が概ね10~クタール未満であることから、第2種農地と判断され るところです。

申請人は、新たに自動車整備工場を建築するものです。隣接農地に対しブロック塀で囲い、

土砂等の流出を防止します。

上水は市営水道に接続します。雨水は新設U字溝を設置し処理します。汚水は既存宅地内の建物を使用します。

資金につきましては、一部自己資金と借入金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により 確認しております。他法令関係ですが、開発行為許可申請の受付を確認しています。

位置につきましては14ページ及び17ージの案内図をご覧下さい。 説明は以上です。

○議 長 議案第2号整理番号6項につきまして、去る5月2日に第2班による事前調査会が 行われております。

班長の橋本委員説明をお願いします。

- ○**橋本委員** 14番橋本です。5月2日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画共に妥当であり、周辺農地に対する被害防除等に務めているため、第2班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。
- ○議 長 続いて、地区担当の溝口委員に代わり、事務局から説明をお願いします。
- ○**事務局** 汚水は隣にある既存宅地内の施設を利用するそうです。また、自動車整備に伴う油等については施設内で処理を行う事で、開発許可を得ています。
- ○**議 長** 議案第2号整理番号6項につきまして、事務局及び班長から説明がありました。 質問はございますか。

(質問・意見なし)

- ○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。
- ○議 長 議案第2号整理番号6項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員賛成)

- ○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号6項につきましては、可決いたします。
- ○議 長 議案第3号「令和6年度第2次農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 5ページをお開き下さい。

議案第3号 令和6年度第2次農用地利用集積計画(案)の決定について

四街道市長より、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定を求められたものです。

6ページになりますが、第2次農用地利用集積計画(案)です。今回は、更新2件となります。また、借受者は、2人です。

番号1につきましては、大日の畑1筆で更新、利用権は使用貸借、終期は令和9年5月31日となります。

番号2につきましては、大日の畑3筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和7年5月31日 となります。

7ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議** 長 議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。 質問等はございますか。

(質問・意見なし)

- ○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。
- ○議 長 議案第3号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員举手)

- ○議 長 全員賛成ですので、議案第3号につきましては、可決いたします。
- ○**議** 長 次に、協議報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する 専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 8ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項及び2項の2件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、 専用住宅に転用する届出です。 内容は、記載のとおりです。 説明は以上です。

○**議** 長 次に、協議報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する 専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 9ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から次ページの4項までの4件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を 有する者以外の者が、所有権の移転及び賃貸借権設定をし、長屋住宅、専用住宅、駐車場に転 用する届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

- ○**議** 長 次に、協議報告第3号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」 事務局の説明をお願いします。
- ○事務局 11ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より農地の転用事実に関する照会があり、調査の結果を回答したので報告致します。

整理番号1項につきましては、4月17日に農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と 事務局で現地確認を行い、20年以上前から宅地であったことを確認したため、非農地と回答 いたしました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

- ○議 長 次に、協議報告第4号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」 事務局の説明をお願いします。
- ○事務局 12ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項の車両置場への転用につきましては、4月8日に勝山委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

整理番号2項の駐車場への転用につきましては、4月12日に小金井職務代理者と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。 説明は以上です。

- ○**議** 長 次に、協議報告第5号「軽微な農地改良の届出について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
- ○事務局 13ページをお開き下さい。

協議報告第5号 軽微な農地改良の届出について、整理番号1項の大日の農地改良の届出は、農地に約99センチメートル盛土し、桃、栗、みかんを作付するための届出です。 内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議** 長 協議報告第1号から第5号について、事務局から説明がありました。 質問はございますか。

(質問・意見なし)

- ○議 長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第5号は、終了いたします。
- ○議 長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

4. その他

○議 長 次に、その他に入ります。 委員から何かございますか。

(意見なし)

○議 長 事務局から何かありますか。

(特になし)

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧下さい。

6月の開催予定については、事前調査会が6月3日の月曜日に、第3班の委員にお願い致します。

また、総会が6月10日月曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。 農地相談日は6月3日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありました らお願いします。

5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了致しましたので、会議を閉会します。

終了 午後2時36分

令和6年5月8日

農業委員会長

議事録署名委員

6番

7番